

## O1-052

## 初診患児の本人問診票の有用性に関する考察 (第二報)

笹瀬 瑛子<sup>1,2)</sup>、成松 奈津枝<sup>1)</sup>、田形 友里<sup>1)</sup>、砂子 結衣<sup>1)</sup>、鈴木 里緒奈<sup>1)</sup>、岡田 千慧<sup>1)</sup>、尾関 ゆかり<sup>1)</sup>、伊藤 智恵子<sup>1)</sup>、鈴木 輝彦<sup>2)</sup>、遠藤 雄策<sup>2)</sup>、平野 浩一<sup>2)</sup>

浜松市発達医療総合福祉センター 相談支援事業所シグナル<sup>1)</sup>、  
浜松市発達医療総合福祉センター 友愛のさと診療所<sup>2)</sup>

**【はじめに】** 第一報では本人問診票から得られた本人・家族の情報について検討を行ったが、第二報では本人問診票から得られた情報をもとに、初診時からSWが介入したケースを報告する。

**【対象と方法】** 対象は第一報と同じ。本人問診票に記載された情報をもとに、SWが初診時から介入可能となった2事例を報告する。ケース報告にあたり、個人が特定されないよう一部変更を行っている。

**【結果】** ケース1；小学校3年生女子。主訴は不登校。本人問診票に「お父さんがうざくて怒りんぼう」、自分の性格について「ばか」と記載あり。保護者問診票にも「家庭的に複雑な背景がある」「子どもと別々の問診を希望する」にチェックが入っていたことから、SWが本人と保護者を別室に分けて面談した。本人から父親による虐待を受けていると話があり、診察した医師とも協議し、初診日に児童相談所へ通告とした。ケース2；中学1年女子。主訴は不登校。初診当日のインテーク面接が都合により行うことが難しく、事前に母のみでインテーク面接を実施。本人問診票を持ち帰っていただき初診日当日に持参いただいたが、家族のことについて「ここには書けません」と記載あり。そこで本人と保護者を別室に分けて診察する必要があると主治医に提案し、その結果、家庭から分離した環境での治療の必要性が示唆され入院を検討することになった。

**【考察】** ケース1ではインテーク面接だけでは聞き取ることが難しい本人の意向を、本人の記載内容を切り口に聞き取ることが出来たことから、虐待疑いをもって対応するなど迅速な対応をとることができた。一方、初診時に全ケースに対して本人と保護者を別室に分けて面談することはマンパワーや設備面から困難なため、ケース2では本人から今の困り感を引き出すことが難しく、本人問診票から本人の考えを反映することは難しかった。

**【結語】** 本人問診票はインテーク面接だけでは聞き取りが難しい本人の意向を早期に引き出すきっかけとして有用性が期待される。一方、特に親子関係に課題のあるケースでは、本人が問診票に記載した内容を保護者・家族に知られないようにできる環境を確保することが必要であるが、現状では初診時に問診票から読み取った情報をもとにSWが臨機応変に対応するかどうか判断を要する。今後、本人問診票の設問項目のほか、回答内容について更なる検討が必要であると考えられる。